

# 「マイナ救急実証事業」が 令和7年10月1日より始まります。

マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



マイナ救急の流れ



嶺北消防組合の

全救急隊が実施します。



事業に関する情報は特設サイトでもご覧いただけます



嶺北消防組合消防本部

お問い合わせ  
嶺北消防本部消防課  
TEL：0776-51-8436（直通）